

令和8年度遊休農地リモートセンシング導入モデル事業に係る業務委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度遊休農地リモートセンシング導入モデル事業に係る業務」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、業務受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の目的

市町村農業委員会が実施する農地の利用状況調査において、調査の負担軽減・効率化及び遊休農地のデータ化を支援し、さらに可視化したデータを用い所有者と耕作者のマッチングにつなげることを目的として、モデル地区における衛星画像及びA Iを活用した農地の耕作状況等の解析等及びリモートセンシング技術の活用に向けた研修会への協力業務を企画・運営する。

2 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の内容

（1）モデル地区における衛星画像及びA Iを活用した農地の耕作状況等の解析及び農地の利用状況調査の効率化の実証サポート

ア モデル地区

県が選定した2市町村農業委員会をモデル地区とする。モデル地区は合わせて、耕地面積は約12,000ha程度、調査時期は5月～11月頃となる。

イ 実施内容

モデル地区内全農地の衛星画像によるモニタリング及びA Iによる遊休農地の解析を行い、モデル地区及び県へ解析結果を提供すること。県へ提供する解析結果については、個人情報を除いた上で提供すること。解析にあたりモデル地区から提供するデータ及び解析結果の提供時期については、モデル地区及び県と協議の上、決定する。以下、農地の利用状況調査の効率化の実証にあたりモデル地区が行う（ア）～（ウ）の業務や、実証の支障となる不具合への相談対応を随時行うこと。また、モデル地区へ2回以上現地訪問し、実証状況の確認や情報共有を行うこと。

（ア）解析結果を用いた現地調査対象農地の絞り込み

（イ）絞り込みした農地での現地調査、農地利用最適化推進委員及び農業委員によるタブレットでの判定結果入力、判定結果のとりまとめ

（ウ）農業委員会サポートシステムへのデータ連携

ウ 実証結果のとりまとめ

モデル地区へアンケート等を実施し、モデル地区の意見やA I解析による効果等についてとりまとめを行うこと。

（2）リモートセンシング技術の活用に向けた研修会での協力

県が指定する研修会において、衛星画像及びA Iを活用した農地の利用状況調査の効率化に関する優良事例の紹介及び実証事業の状況報告や情報収集に協力する。

(3) 独自の提案事項

上記(1)(2)以外に本業務の目的を達成するために有効な取組があれば、独自の企画を提案すること。なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

(4) 事業実施状況の報告及び実績報告書の作成

ア 事業実施状況の報告（都度）

- ・事業委託期間中、県の指示があった場合は、その都度実施状況を報告すること。

イ 実績報告書の作成（電子データ一式）

- ・委託業務の事業内容及び成果がわかる実績報告書の電子データ（ワード、エクセル、PDF等）を県に提出すること。

(5) その他

上記(1)～(4)の実施に必要な業務として、関係者との調整、交渉、調査、報告等の一切を行う。

4 運営及び管理

(1) 県との連絡調整

委託業務の実施にあたっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録をとりまとめ、県担当者へ提出すること。

(2) 主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(4) 成果物等の取扱い

本業務において事業受託者が使用または開発するAI解析アルゴリズム並びにこれに関する特許権、ノウハウその他一切の知的財産権は、すべて事業受託者に帰属するものとする。

本業務においてモデル地区及び県へ提供される解析結果データに関する利用権は、対象市町村農業委員会及び県に帰属するものとする。ただし、事業受託者は、AIアルゴリズムの改良および精度向上を目的とし、かつ個人情報および位置特定可能な情報を削除した匿名化形式の解析結果データに限り、当該解析結果データを利用できるものとする。なお、本業務において事業受託者が使用する衛星データの所有権は事業受託者に帰属し、本契約において衛星データそのものは提供物に含まれないものとする。ただし、営利を目的としない研修会資料や広報誌等において、対象市町村農業委員会及び県が本業務において使用した衛星データの画像を引用・掲載する場合は、事業受託者の事前承諾を得た上で、その範囲に限り使用を認めるものとする。なお、衛星データ使用に際しては、事業受託者の指定する出典等の表示を行うものとし、

営利目的での利用は不可とする。

5 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

事業受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。

6 秘密の保持

委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

7 その他

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、実施内容を変更又は中止する場合がある。仕様変更が生じた場合には、委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。